



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	「本邦体育ニ関スル事項取調方米国公使ヨリ照会一件」(1890年)について：アマースト体育の日本における浸透の行方
Author(s)	大櫃，敬史
Citation	北海道大学大学院教育学研究科紀要， 93， 15-28
Issue Date	2004-06
DOI	https://doi.org/10.14943/b.edu.93.15
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/28927
Type	departmental bulletin paper
File Information	93_P15-28.pdf



「本邦体育ニ関スル事項取調方米国公使ヨリ 照会一件」(1890年)について

— アマースト体育の日本における浸透の行方 —

大 櫃 敬 史*

A Letter from the American Minister to Japan, Asking for Certain Detailed Information in Regard to Physical Training in Japan (1890) — The Infiltration of Amherst System into Japan

Takashi OBITSU

【要旨】本研究は、1890年(明治23) — G. A. リーランドがわが国に近代体育を伝えてからおよそ10年を経た時点 — に、リーランドが齎したアマースト流体育が、日本でどの様に受止められ、どう継承されようとしたのかを明らかにすることをねらいとしたものである。この問題は、当時資料の制約もあってこれまで取り上げられることがなかった。今回新たに発見された米国連邦政府が、「日本体育の実情」を調査依頼した — 日本での体育の成果を問うた — 書簡に基づいて、検討を行った。その結果、前半においては、スポーツ教材化の試みも散見されたが、主としてアマースト流体育の忠実な継承がその中心をなした。明治19年を境に、森文部大臣の登場で学校教育に兵式体操の導入が諮られると、体育の教科内容に重点の移行が見られ兵式体操重視の方針が打ち出されて行った。

一方、スポーツ分野においては、高等教育機関で比較的早くからその導入が見られたが、主に課外体育を中心としたものであった。

【キーワード】本邦体育、米国公使、G. A. リーランド、日米体育交流、アマースト大学

1. はじめに

わが国の体育の近代化は、周知の様に米国の熱心な指導と助言を受けて導入された経緯がある。そこで主導的役割を果たしたのが、G. A. リーランドであった。彼は日本政府から要請のあった3年間の任期を無事終えると、1881年(明治14)ドイツを経由して本国アメリカに帰国をした。リーランド帰国後の主要な任務は、彼のもとで通訳を務めていた坪井玄道にそっくりそのまま引き継がれ、それ以後の日本の体育発展に大いに力を注ぐ結果となった。

これまでリーランドが帰国をして以来、明治20年代前半に至る迄のこの時期、アメリカから齎された近代体育が、わが国でどの様に捉えられ、実際どの様な評価¹⁾がなされていたのかを知

* 北海道大学大学院教育学研究科健康スポーツ科学講座助教授

る手がかりは、僅かに坪井玄道が欧州留学を経て1902年(明治35)に帰国の途上、米国に体育視察のため立ち寄った際に、彼が現地のマスコミに対して述べたコメントによって明らかにされている位である²⁾。当時、史料の制約もあってほとんど検討されてこなかったのが実情であった。

今回、日米教育交流に関する外交文書を調査している最中に、偶然発見された「本邦体育ニ関スル事項ニ付キ承知致シ度旨米国公使ヨリ照会之件」³⁾と題する外交史料を中心に分析を進める。本史料は、わが国近代体育に極めて重要な役割を果たした当の主体である米国が、日本に対して与えたその影響の度合いを、直接打診して来たものである。この様な事例は、日米間の教育交流史においてもあまり類をみないものであった。

本稿では、史料中、特に「日本の体育に関する情報」収集の為に3通の米国側政府(教育省・内務省)の書簡とそれに回答する日本側政府(外務省・文部省)の3通の書簡を主要な手がかりとしながら、以下の二点を明らかにすることをねらいとしている。

- 1) 明治20年代前半、米国政府(教育省・内務省)がリーランドが伝えたアマーフト体育の日本での受容と普及の度合いに深慮を抱くあまり、本邦における体育教育の普及の実態を調査していた事実が判明した。今回新たに発掘された書簡に基づいて、米国政府が総力を挙げて、わが国政府に対して要請した具体的な調査内容について明らかにする。
- 2) こうした米国側の要請に対して、日本政府はアマーフト流体育を如何に受け止め、これらを如何に継承・発展させようと試案していたのかを新たに見つかった史料に即して検討する。

終わりに、この時期に米国側からの積極的な「日本体育に関する情報」への問い合わせは、果たして如何なる意味を持つものであったのか合わせて考察する。

2. 米国政府(教育省・内務省)から「日本の体育に関する情報」についての調査依頼

ここでは先に触れた、外交史料である「本邦体育ニ関スル事項ニ付キ承知致シ度旨米国公使ヨリ照会之件」の中に所収されていた三通の米国政府の書簡を手がかりに考察してみたい。

本論に入る前に、これらの書簡が発せられた当時の米国体育の動向を捉えておく。

19世紀後半の米国体育は、「1900年をめぐってアメリカにおける体育実践の断面図を描くとするならば、ドイツ体操、スウェーデン体操、サージェント式運動、YMCA、陸上の運動競技、新しい遊戯とレクリエーション運動などから引き出された諸活動の寄せ集めとなるであろう。学校体育は、保健、悪い姿勢のような身体的欠陥の矯正、体操やカリセニクスを通じての精神訓練などに重点をおいた身体訓練である。学校の管理者は体育のために毎日15分から30分を割り当てた学校もあるし、また一方には、多くの子供が全く体育を行っていない学校もあった。大学のプログラムもそれと同じ傾向を示していた。熱心な学生に対して競走、レスリング、ボクシングのようなわずかなスポーツが用意されていたところもあった。カレッジの運動競技は、学生クラブから教授団の統制する競技協会に進み、会議の開催は大学対抗競技の基準の必要性に応じて始まった」(ヴァンダーレン・ベネット『体育の世界史』, p 417, 1976年版)としている。

この時期の体育は、主だった4つの体系がその主流の座を巡って、凌ぎを削っている真っ只中にあった。その意味ではアメリカが自信を持って日本に送り込んだアマーフト体育の成果は

一番気掛かりな点であった。来るべき20世紀の方向性を決定する上においても、日本におけるこの実験結果は最大の関心事であったといえよう。

一つ目の書簡は、1890年4月9日付 当時、米国連邦政府教育長官であったウィリアム・トレイ・ハリスが内務省長官宛に送付した以下の様な書簡であった。

1) 1890年4月9日付書簡 教育省長官 W. T. ハリスから内務省長官宛

史料1 英文書簡

1890年4月9日

内務長官閣下

拝啓

当方で出版を予定している刊行物に掲載するため、日本の体育に関する情報を収集したいと思います。つきましては、閣下より国務長官閣下に対し、日本の公使館や、その他国務長官閣下が適当と思われる人物を通して、本件の調査を執り行うべく、依頼して頂くようお願い申し上げます。

(1) 特に東京都の学校における体育の導入については、数年間アマースト大学のG. A. リーランド博士の指導の下で進められましたが、これに関する写真、実施計画及び統計表などが掲載された報告書を入手したいと思います。

(2) 日本の学校において、体育の授業が一般的にどのように行なわれているか、その内容はリーランド博士の時代以降変更されたのかどうか、通常の体育の授業回数及びその特徴、また日本におけるスポーツ熱の高まり等について知りたいと思います。

敬具

W. T. ハリス*

* ハリス、ウィリアム トレイ⁴⁾ (1835-1909)：米国の哲学者、教育学者、1889年～1906年の間、米国教育省長官を務める。1889年ボストンで開催された「身体鍛練のための会議」の議長も務めた。この翌年、日本に宛てて体育の調査を命じたことになる。

近々に、教育省で出版予定をしている刊行物に、「日本における体育」についての特集を企画中である。そこで（内務）長官閣下より直々に国務長官に対して、日本公使館を始めとして、それ以外にも幅広く国務長官が適任とお考えの数多くの方々に当って頂き、この件での調査依頼に御協力をお願いできることを切に希望している。

まず一つ目として、東京都を中心とする学校は、これまでアマースト大学のリーランド博士によって体育の指導が進められてきた経緯があるが、それらに関する写真や具体的な実施計画及び統計資料等がまとめられた報告書の収集を考えている。

次に、日本全国の学校で体育の授業が、平常どの様に行なわれているのか—実際に行われていた体育が内容的に見て、リーランドが伝えた体育の内容そのものと相違があるのか否か、また通常行なわれている体育の授業時間数とその特徴についてはどのようなものであるのか、加えて日本で実施されているスポーツの高まり具合についても同様に一調査を実施したいと考えている。

以上の二点にわたる調査項目を、教育省長官ハリスは、内務長官宛に依頼をした。

2) 1890 年 5 月 2 日付書簡 内務省 G. チャンドラーから Secretary of State 宛

史料 2 英文書簡

内務省	
ワシントン	1890 年 5 月 2 日
国務長官閣下	
拝啓	
1890 年 4 月 29 日付の教育長官からの書簡の写しを同封させていただきます。これは、日本公使館を通して、大日本帝国における日本の体育教育の様々な発展段階に関する情報の提供を求めたものです。 長官にご利用頂くために、閣下のご都合が許す限りかかる情報の収集にご協力頂ければ幸いです。	
敬具	
代理長官 ジョージ・チャンドラー	

1890 年 4 月 29 日付の教育長官からの書簡の写しを同封させていただきました。本書簡の主旨は、日本公使館を通じて広く日本全国で実施されている体育教育の各々の学校レベルに応じた発展の模様を調査依頼したものである。国務長官に本資料を有効に活用して頂くために、できるだけ正確で詳細な資料が収集出来ます様に、長官の助力を切に希望している。

以上の様なわが国体育に関する情報収集を依頼する書簡を、国務長官に送っている。

3) 1890 年 5 月 7 日付書簡 国務省 J. G. ブレインから在日米国公使 John F. スイフト宛

史料 3 英文書簡

国務省	
ワシントン	1890 年 5 月 7 日

J. F. スイフト 殿

東京

拝啓

日本における体育教育に関する詳しい情報を求めた内務省からの書簡の写し及びその同封物をお送り致します。

貴殿におかれましては、本件に関する情報をご提供頂けるものと存じます。

敬具

ジェームス・G. ブレイン

同封物

1890 年 5 月 2 日付内務省からの書簡

日本の体育教育に関する詳しい調査資料を要求した内務省からの書簡の写しとその同封物を送付致しました。

公使には、この件での調査依頼に十分な協力が得られるものと確信しております。

米国国務省は、日本での調査依頼を託した書簡を、日本駐在米国公使宛に送付している。

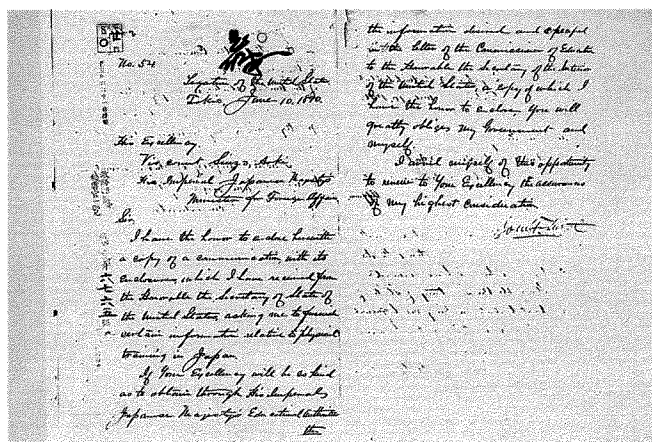


図 1 米国全権公使から外務大臣青木周蔵宛書簡
(1890 年 6 月 10 日)

3. 米国政府の要請に対する日本側政府（外務省・文部省）の回答

1) 明治 23 年 6 月 11 日付書簡 外務大臣 青木周蔵から文部大臣 芳川顕正宛

史料 4

文部大臣 芳川顕正 殿

本邦体育に関する事項について米国教育長官より照会のあった件について、関係各省庁に問い合わせを行なうべき旨承知致しました。

別紙、書簡の回答を得たいと思いますので、何卒お取り計らいの程宜しくお願い致します。

明治 23 年 6 月 11 日

外務大臣子青木周蔵**

わが国の体育教育に関する詳しい情報について、米国教育省長官より直接問い合わせのあった件について、文部省をはじめとする関係各省庁に正式に調査依頼を行いたい旨了承しました。付きましては、別紙に関する回答を頂きたいと思いますので、宜しくお取り扱い下さいます様お願い致します。

上記の内容を記した書簡を文部大臣宛に送っている。

**青木周蔵の経歴⁵⁾ (1844 年～1914 年)

弘化元年 (1844) 厚狹郡小埴生村に生まれる。父は蘭方医 (産科医) 三浦玄沖。1865 年 (慶応元) 長州藩藩医青木家の養子となり、娘テルと結婚。名を青木周蔵に改める。1868 年 (明

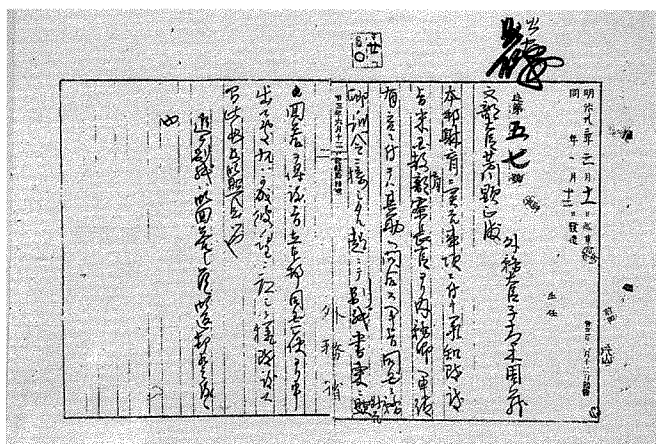


図 2 外務大臣青木周蔵から文部大臣芳川顕正宛書簡
(明治 23 年 6 月 11 日)

治元) 医学旅行のため長州藩に希望し 3 年間プロシアに留学。1873 年(明治 6) 外務一等全権公使として再びドイツに赴く。翌年オーストリア公使兼任。1879 年(明治 12) 条約改正取調御用掛拝命。1884 年(明治 17) ベルリンに着いた軍留学生森林太郎(鷗外), 青木公使に会い強烈な印象を受ける。1889 年(明治 22) 山県内閣のもとで外務大臣となり, 不平等条約改正に全力を傾注。1893 年(明治 26) イギリス全権公使を兼任。1894 年(明治 27) キンバレー英外相と日英通商航海条約調印。1896 年(明治 29) ドイツ, ベルギー, フランス, オランダらと通商航海条約を結ぶ。1900 年(明治 33) 明治天皇に対ロシア強硬策を内奏, 外相辞任。

2) 明治 23 年 8 月 20 日付書簡 文部大臣 芳川顕正から外務大臣 青木周蔵宛

史料 5

外務大臣子青木周蔵 殿

第 57 号書類の送付を以って本邦体育に関して米国教育長官より請求照会のあった件について, 了承致しました。

合わせて別冊を回答致しますので, お取り計らい下さいます様よろしくお願い致します。

明治 23 年 8 月 20 日

文部大臣

芳川顕正***

第 57 号書類をお送り頂き, 米国教育省長官から依頼のあった日本における体育教育に関する情報提供の件, 了承しました。

問い合わせのあった件につきましては, 別冊を用意して回答致しましたのでご査収下さいます様宜しくお願い致します。

尚, ここで触れられている回答の別冊版は, 本史料中には収録されていないことが判明した。

***芳川顕正の経歴⁶⁾ (1841 年～1920 年)

天保 12 年(1841) 12 月 10 日, 川田北島の医師原田民部家に 5 人兄弟の末っ子として生まれる。長崎に遊学。その後鹿児島に赴き海軍所で航海・数学・兵学書の翻訳に携わる。明治 3 年徳島に帰り, 洋学の教授となる。同年 12 月伊藤博文に従い, 欧米視察, 帰朝後官界へ進み, 紙幣頭(明治 5 年)・工部大丞(同 7 年)・外務省少輔(同 13 年)・東京府知事・内務省大輔(同 14, 15 年)を歴任。19 年内務次官となり, 明治 23 年山県内閣の文部大臣として, 教育勅語頒布, 翌年文相を辞し宮中顧問官となる。爾来司法大臣・内務大臣・逓信大臣・鉄道国有調査会長・貴族院議員・枢密顧問官等を歴任した。その間教育方面にも皇室講究所長及び国学院大学長となって力を注いだ。年八十で没した。

3) 明治 23 年 8 月 21 日付書簡 第二三號 外務大臣 青木周蔵から米国全権公使宛

史料 6

米国全権公使 殿

第 23 号

本邦体育に関する書類送付の件

本年 6 月 10 日付、第 54 号書類を以て米国国務長官より請求のあった本邦体育に関する事項取調べに対して、早速文部省に照会したところ同省より下記の通りの回答があった。

体操伝習所取調書として、以下の資料を送付する。

体操伝習所一覽、文部省所轄体操伝習所規則（英訳）又并活力統計比較一覽表

明治 23 年 8 月 21 日

外務大臣

青木周蔵

日本の体育に関する書類送付の件

本年 6 月 10 日付の第 54 号書類によって、米国国務省長官から調査依頼のあったわが国の体育教育に関する取調べに対して、早急にこの件に関して文部省に問い合わせをしたところ、文部省から次に記す様な回答が寄せられた。

文部省は、体操伝習所に関する諸々の資料を一括取り纏めて、体操伝習所取調書として、以

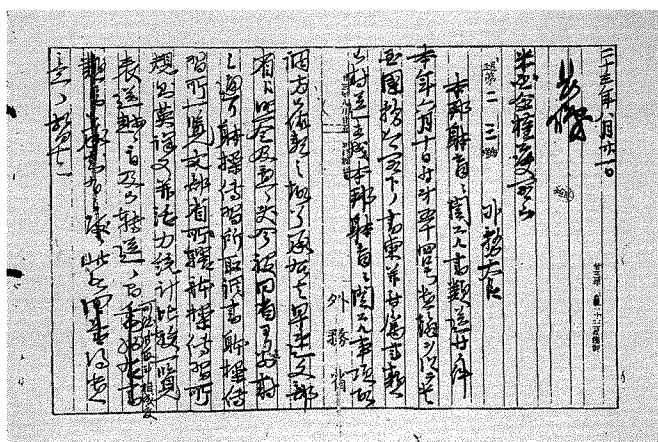


図 3 外務大臣青木周蔵から米国全権公使宛書簡
(明治 23 年 8 月 21 日)

下の資料を付して報告を行った。

- 一. 体操伝習所一覧
- 一. 文部省所轄体操伝習所規則 (英訳版)
- 一. 活力統計比較一覧表

ここで見る限り、1890 年 4 月 9 日付米国教育省長官から内務省長官に宛てた書簡にあった二件の問い合わせに対して、一件目のリーランドが齎したわが国の体育の成果に関しては、3 点の体操伝習所の概要を示す資料でほぼ十分な回答が用意できたものと見做される。しかし二件目の質問については、ほとんど答えられた形跡が窺えない。史料 4 及び史料 5 において「別紙回答を致し」とあるので、本来はこの箇所に回答が納められているものと推定されるが、現在手許の史料からは、それがはっきりと確認できないままである。

そこで次章では、リーランド帰国以後、この問いが發せられた時期(明治 10 年代半ば～明治 20 年代前半)の間の、わが国体育の動向を眺め、日本側政府が用意したと想定される二つ目の質問に対する回答、換言すれば日本の体育の到達点を整理しておく。

4. リーランド帰国から明治 20 年代前半におけるわが国体育の動向について

この箇所では、リーランド帰国以後およそ 10 年間のわが国の体育―体操、遊戯、競技運動など―の動向を見直し、そこでの特徴を述べることにする。

1) 体操

(1) 普通体操

1878 年(明治 11) 10 月「本邦適當の体育法を撰定し且体育学教員を養成」する目的で体操伝習所を設立し、米国からリーランドを招聘したのを契機にわが国の学校体育は本格的にその整備に着手することになる。リーランドが指導した体育は、当初「輕体操」と呼ばれ、各府県から伝習員を徴集して教員養成が諮られた結果、一気に全国的普及が進展した。こうした体操伝習所の体育法選定の取り組みは輕体操のみならず、在来武術、歩兵操練、戸外遊戯の領域にも及んだ。

1883 年(明治 16) 文部省から「擊劍柔術の教育上における利害適否」の調査が行なわれ、種々検討が加えられた結果、学校での武術実施の方向は当分見送られることになった。

それ以後、1885 年(明治 18) 6 月を境にして体育奨励⁷⁾の目的で、小学校生徒体育奨励会、生徒体操講習会が全国的規模で頻繁に開催された。

1886 年(明治 19)の学校令で確立した体操科⁸⁾は、改正小学校令制定と共に、土地の実情を考慮しながら充実の方向に向かうことになる。1890 年(明治 23)以降、全国的な動向として、小学校教員講習会が頻繁に開催される様になる。翌 1891 年、小学校教則大綱で体操科の目的⁹⁾が明示され、戸外遊戯の奨励、学校設備に体操場を加え、祝祭日儀式の一部に運動会を奨励した。

(2) 兵式体操

明治 17 年以降、学校体育に兵式体操を導入するための様々な施策が顕著に見られる様に

なった。その第一歩として、明治17年2月28日 官立学校で演習すべき歩兵操練の程度、施行方法及び小学校での施行の是非を取調べるよう体操伝習所に通達が出された。同年6月には、当時、現役の歩兵大尉であった倉山唯永が兼任で文部省御用掛を命ぜられ体操伝習所勤務の傍ら歩兵操練科の調査に当たっている。同7月体操伝習所で歩兵操練が試験的に実施された後、文部省は、明治18年5月全国に向けて兵式体操実施を示達した。明治19年の学校令下では、兵式体操が学科目中に正式に位置づけられた¹⁰⁾。兵式体操の実施に伴って射撃演習、発火演習が順次取り入れられ、並行して銃器・火薬等の取り扱いに関する規則が定められた。

兵式体操の振興策に伴いこの時代の体育は一般的に行事化する傾向が強く、明治18年10月頃から遠足¹¹⁾、行軍¹²⁾、修学旅行¹³⁾(明治19年2月に実施された東京師範学校の長途遠足がその起源とされている。)などが融合される形で実施される機会が増えて行った。

一方、兵式体操を担当する教員養成は体操伝習所において、すでに明治18年11月から着手されていたが、明治21年を境にして各都道府県において兵式体操講習会が頻繁に開催される様になり、合わせて兵式体操教員の養成も急務とされた。

2) 遊戯(小学校)

明治16年頃の体操伝習所報告によれば、東京女子師範では当時すでに行進遊戯の様なものが実行されていた様である。また15年頃と同報告書には、地方から蹴鞠や循環球などの購入を依頼して来たことが、明記されていることから当時すでに一部の地方においても球技の類が導入されていた事実が伺える。

体操教授に遊戯を利用する端緒はすでに教育令から学校令期においてその萌芽を発した様であるが、ようやくこの領域に注目する様になったのは、明治23年「改正小学校令」発布以後か、同24年「小学校教則大綱」発布以後のことである。

明治27年に刊行された『遊戯法』の緒言によれば、「明治23年、改正小学校令ノ発布セラレルルニ及ビテ、始メテ重キヲ之ニ置キ翕然トシテ其ノ法ヲ研究スルニ到レリ、是レ此ノ書ニ因リテ起ル所ナリ、各府県附属小学校ニ教ヲ請フ者四十九校、其ノ十六校ハ未高教ヲ得ズ、九校ハ答フルニ特異ノ遊戯法ナキヲ以テセラル、乃チ戯スル所二十四校ナリ。」¹⁴⁾とある。これによると、師範附属小学校でさえも、特異の遊戯法を課さなかった所が少なくなかったし、報告した学校中にもお手玉、鬼ごっこ、角力、鞠つき、独楽廻し、縄跳び等の自然的なもののみを数え上げている所が少なくない。参考までに多くの学校で行われていた種類を挙げると以下の様である。

蝶々、風車、ここなる門、鴿、民草、環、織り成す錦、進め進め、開いた開いた、かごめかごめ、一羽の鳥、花売り、花輪、からねこ、うたまひ、渦く水、友どち来れ、霞か雲か、兄弟姉妹、プロネード、グランドチェン、コントラダンス、十字行進、方形行進、鬼遊び、場所取り鬼遊び、仏蘭西鬼、盲鬼、一人一脚、二人三脚、片脚競走、徒手競走、旗取り競走、旗送り競走、旗拾競争、載臺競走、提燈競走、擬馬競走、障害物競走、袋脚競走、猫鼠、球送り、綱曳、旗奪、軍艦、ベースボール、フートボール、クロッケー

この時期は、遊戯とスポーツがほとんど同義に扱われており、上記の分類に従えば、この両者は混在して取り上げられていることが指摘される。

3) 競技運動

この領域の特徴として、わが国の高等教育機関に招かれた外国人教師たちによって積極的な競技運動(スポーツ)の導入が諮られた。その代表例として以下の二つが挙げられる。

体操伝習所においてリーランドの行った体操は軽体操が中心であったが、17 年の規則によると、これ以外に随意科目ではあったが戸外運動としてフットボール(蹴球)、クリケット(投球)、クロッケー(循環球)、ベースボール、トロッコ、操櫓術として端船操櫓法、競漕演習等が加えられている。則ちすでにこの時点で、学科目中にスポーツ教材化の試みが認められることになる。同所教員であった坪井玄道は、1885 年(明治 18)『戸外遊戯法』を著わして戸外遊戯を積極的に奨励した。それは心身に及ぶ効果を大いに期待し、体操と遊戯の併用による体育の完全化を目指すものであった。以来、学校体育は体操、遊戯、競技運動(スポーツ)を含む内容を意味するものとなった。

一方、大学における課外体育に注目すると、1883 年(明治 16)以降積極的に課外体育を推進し、同年 6 月東京大学 3 学部と大学予備門合同の陸上競技会の開催、翌年 10 月走舸組による競漕会の開催、1885 年 6 月には本郷において大学、予備門合同の陸上運動会等が相次いで開催された。こうした外来のスポーツを学生たちに積極的に指導したのが予備門の英語教師 F. W. ストレンジであった。彼の熱心な働きかけの結果、1886 年 7 月帝国大学に校友組織として「運動会」が結成された。このような動きは、やがて他の高等専門教育機関にも波及効果を及ぼし、東京高商の「運動会」、学習院の「輔仁会」、一高の「校友会」、慶応義塾の「体育会」等が相次いで組織され、課外体育による大学体育の確立へと発展していく。

更にこれらの組織は、高専から中学、師範学校へと拡がり、やがて選手を主体とした対抗競技の母体へと進化を見せた。

明治 20 年代に入ると、運動会¹⁵⁾が全国各地で頻繁に開催される様になり、帝国大学では、競漕会や陸上運動会開催が恒例行事化される傾向がみられた。

高等学校及び専門学校では比較的早くから柔道部(学習院、海軍兵学校)、撃剣部(一高)等の設けがあった。その他野球(慶応義塾、青山学院、明治学院など)、ダンス(高等師範女子部、東京女学校など)、自転車(帝大、同理科大学)なども当時あっては比較的早い時期から学生の間で行なわれていた。

以上、リーランド帰国以後およそ 10 年間のわが国の体育の動向を体操、遊戯、競技運動の三領域に分類し、それぞれの領域で普及の過程を眺めて来た。その結果、特に評価をしておくべき諸点が見つかったので、以下に取り上げておく。

- 1) 体育を導入・展開していく際の普及ルートが確立されていた。
 - a. 制度的ルート—体操伝習所、各府県師範学校、同附属小学校
 - b. 講習会その他のルート—生徒体育奨励会、体操講習会、小学校教員講習会、兵式体操講習会、教育会、体育会
- 2) 明治 17 年頃すでに体操伝習所他の高等教育機関において、学科目中に、スポーツ教材化の試みが見られた。
- 3) 課外体育という狭い範囲に限定されていたものの、明治 10 年代後半、高等教育機関以上の学校でスポーツの実践が盛んに見られた。

5. おわりに — アマースト体育の日本における浸透

これまで見て来た様に、米国政府から要請のあった本邦体育の実態に関する日本政府からの回答は、主としてリーランドが伝えたアマースト体育の導入・展開の一端が述べられているものに過ぎなかった。もう一方の問いであるリーランド帰国以後、明治20年代前半までの体育普及の実態及びアマースト流体育の直接的影響、スポーツ熱の高まり等については、添付資料の不明もあってほとんど言及されないまま、未解決の問題として残された。

前章でこの時期のわが国体育の動向を眺めてきた。リーランドが伝えた体育をそのまま継承するというよりも、わが国の教育の実情に沿う形で教科の中に取り込まれて行った。

その際以下に示す様な評価すべき点が見い出された。第一に、体育を浸透させる制度面及び講習会その他の普及ルートが確立されていたこと。第二として、スポーツを教材として位置付ける試みが為されたこと。第三には、当時、外国人教師によって齎されたスポーツが、課外体育という狭い範囲ではあったが、学生の中に急速に普及する動きを見せた。その意味では、この時期の体育は、自由でかつ発展的な要素を十分含んで受け入れられたと言える。

その一方、明治19年の学校令下では、体育の教科内容において重点の移行が見られ、時間配当で完全に兵式体操が普通体操に採って替わり重視の方向が打ち出された。

明治19年を境にして、森有礼が文相に就任し学校教育の中に兵式体操を採用するや、それ以後の体育は、様相を一変する。則ち時代の要請を受け、質的に大きな変化を見せ始めることになる。折しも、米国からわが国に体育調査依頼の書簡が、発信されたのはちょうど時代の転換期に当たっていた。

<注>

- 1) 真行寺朗生・吉原藤助共著『近代日本体育史』, p 122~123, 日本体育学会, 昭和3年

真行寺らは、その著書『近代日本体育史』の中で、「この時期の学校体育の幕は森文部大臣によって開かれたといっても過言ではない。彼の文部大臣在任中は、兵式体操の全国的な実施、普通体操の普及とすばらしい発展を見るに至った。しかし彼の死後永くは継続しなかった。……日清戦争の勃発に伴い、国民漸く体育の必要を認め、且つ尚武の風を生ずるに至った。学校体育の中核とも称すべき学校体操は形式のみの兵式体操とアマースト大学流の形骸とも見るべき普通体操とが唯訳もなく惰性的に実施されたに過ぎない。」と、明治20年代以降の体育に対して、消極的な評価を下している。

- 2) 拙稿「坪井玄道の米国体育視察(1902年5月~6月)——わが国近代体育の更なるアイデアを求める旅——」, 北海道大学大学院教育学研究科紀要, 82: 183-197 (2000) 本稿では坪井玄道がボストンに立ち寄った際に、わが国に体育が導入された経緯、その現状と問題点について地元新聞二紙に述べたコメントを取り上げて、此の度の米国体育視察の目的を明らかにした。
- 3) 外務省外交史料館所蔵「明治二十三年 本邦体育ニ関スル事項取調方米国公使ヨリ照会一件」
- 4) Webster's New Biographical Dictionary "New Biographical Dictionary", p449, 1983
- 5) 山口県厚狭郡山陽町役場企画調整課「山陽出身の外務大臣 青木周蔵」に掲載の略年譜を参考に筆者が作成した。
- 6) 吉川弘文館『明治維新人名事典』, 芳川顕正の箇所より引用, p 1065, 昭和57年刊行
- 7) ここで注目しておくべきことは、この当時組織された民間体育団体の存在である。体操伝習所を中心とする学校体育の興隆は、教育の「事理ヲ講窮擴張スルヲ」目的として組織された教育会にその範を求める形で、1883年(明治16)頃に民間体育組織を発足させた。史料不足でその実態を十分に跡付けることが困難な状況ではあるが、唯一手がかりとなる『大日本教育会雑誌』をもとにその活動実態を掘り下げて見る。これらの中で、主導的な役割を果たしたものの一つに東京体育会が挙げられる。東京体育会は、文部省官吏や体操伝

習所の教員や生徒から成り、春秋の年二回開催される演習会において遊戯を演じ、上からの教育奨励・体育奨励を諮ったものである。このことは、体育会の当日の参加者が「会員中重立たる者は辻、濱尾、中川の文部書記官并に野村体操伝習所長等にして客員には森文部省御用掛渡辺東京府知事江木文部書記官矢野商業学校長折田大学分校長等なり」(『大日本教育会雑誌』, 第 27 号, p 70, 明治十九年一月三十一日発行)と報じられていることからその意図が明確に読み取れよう。

これ以外にも京都体育会、埼玉体育会、常総体育会、鴻城体育会(山口県)などの活動が挙げられており、それぞれの地域で学校を巻き込んで体育が急速な勢いで伝達されていく際の極めて先導的な役割を果たしていくことになる。

明治 17 年から同 20 年までの間に開催された東京体育会の活動実態を下表に掲載しておいた。特に来賓の顔ぶれと会の参加者数に注目されたい。

東京体育会の開催

年・月・日	名 称	対象校・場所	主 な 来 賓	参加者数
明治 17 年 4 月 20 日	春季大演習会	体操伝習所・同所内		300 有余名
17 年 11 月 23 日	(第 3 回) 秋季大演習会	同上		200 名
18 年 11 月 22 日	秋季大演習会	体操伝習所・同所内	辻・濱尾・中川文部大記官, 森文部省御用掛, 渡辺東京府知事, 矢野商業学校長, 折田大学分校長	300 余名
19 年 4 月 25 日	春季大演習会	同上	辻文部次官, 菊池理科大学長, 久保田文部会計局長, 江木文部視学官, 永井帝大書記官	750 余名
19 年 11 月 21 日	秋季大演習会	体操伝習所・一ツ橋体育場		
20 年 4 月 24 日	春季大演習会	同上	久保田文部会計局長, 野村第一高等学校長, 矢野商業学校長, 元田東京府学務課長他	

- 8) 明治 19 年 4 月の「小学校令」によれば、尋常小学校では、唱歌体操一週 6 時間、高等小学校では、左同一週 5 時間 (但し唱歌はこれを缺くことを得)、幼年児童一遊戯・年長児童一軽体操・男児一隊列運動とされている。
- 9) 明治 24 年『小学校教則大綱』により初めて、体操の指導目標が明示された。それによれば、「体操は、身体の成長を均整にして健康ならしめ精神を快活にして剛毅ならしめ兼て規律を守るの習慣を養ふを以て要旨とす」とあり、尋常小学校では、遊戯・普通体操、男子には兵式体操を課し、高等小学校では、兵式体操を、同女子には普通体操又は遊戯を課すこととしている。
- 10) 「尋常師範ノ学科及其程度」によると、男一週 6 時間…普通体操、兵式体操、女一週 3 時間…普通体操とされており、「中学校ノ学科及其程度」では尋常、高等中学校共に普通体操 3 時間、兵式体操においては前者が 5 時間、後者が 3 時間と若干、配当時間に違いが見られる。
- 11) 遠足・修学旅行に関しては、教授と訓育とが相互に依存関係を保っている姿が見られる。遠足は、身体鍛錬を主目的とするがそこにおいて理科、歴史の実物教授の面があることが指摘されている。また修学旅行も実地の観察によって知識の修得を目的とする教科外教授の面と、身体鍛錬を目的とする遠足の側面とを併有するものであり、それ故に修学旅行は、教授と訓育の両面を備え持つことになる。
- 12) 明治 17 年を境にして、フランス式の兵式操練を模倣した「行軍演習」に相当するもの。
- 13) 従来の「行軍」、「遠足」に、福岡県豊津中学校で実施した学術上の研究が加味された「遠足会」が結合した形態をとっている。東京師範学校の「長途遠足」は以後、急速な普及を見る。全国の師範学校は、次々と「長途遠足」を実施し、「長途遠足」という呼称を「修学旅行」に代置している。

明治 21 年前後の修学旅行の特徴は、①修学旅行の目的地において一層遊戯等の運動が多くなっている。②

遠足、修学旅行の目的の一つに、職員と生徒の親睦を計ろうとする事例が見られる。(山本信良・今野敏彦『近代教育の天皇制イデオロギー』, p 224～p 232, 新泉社, を参考に要点を抜粋した。)

14) 真行寺・吉原前掲書, p 100～p 102

15) 萌芽期にみる運動会—海軍兵学寮, 札幌農学校, 東京大学らの事例—の特徴は, いずれも英国, 米国型のスポーツを中心とした運動競技会をモデルにしており外国人教師の指導による高等教育機関に狭く限定されて発展をしてきた。一般に運動会は, 明治 19 年頃から全国的な普及をみせ始める。当初は, 体操伝習所, 大学, 中学校, 師範学校, 小学校の順での開催が見られ, 後半はそのほとんどが小学校において実施されている。この時期の小学校運動会は, 県・郡単位の連合運動会が主流であった。このことは, 運動会自体が官府主体の上からの教育奨励・体育奨励を目的とした運動会であったことを物語っている。運動会は, 他校との競争を通して, 体育や運動の振興を諮ると同時に公開行事として地域の人々(当局・父兄・住民)の啓蒙を意図した行事であった。明治 20 年代に入ると, 時代の要請に伴って内容に変化が生じて来る。この時期の運動会は, 行進や隊列運動を主体とし, 目的地において体操や遊戯競争, 旗奪を行う「遠足運動」を伴っていた。当時, 遠足運動は師範学校や中学校で実施されていた行軍の影響を強く受けたものであった。(山本・今野前掲書, p 360～p 397 参照)